

# 告 示

## 埼玉県告示第五百二二号

令和六年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第五項の規定により、公示する。

令和六年五月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
さいたま市	針ヶ谷第五	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで
川越市	高階第四	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで
川越市	高階第五	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで
川越市	高階第六	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで
熊谷市	大麻生六	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで
熊谷市	中西一	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで
川口市	横曽根三	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで
川口市	横曽根四	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで
川口市	横曽根六	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで
秩父市	落合第二	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで
秩父市	落合第三	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで



伊奈町	大字小室五	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで
小川町	青山五	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで
小川町	青山六	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで
ときがわ町	西平三	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで
ときがわ町	西平四	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで
横瀬町	横瀬二	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで
小鹿野町	下小鹿野四	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで
小鹿野町	下小鹿野五	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで
東秩父村	御堂三	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで
東秩父村	御堂四	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで
東秩父村	御堂五	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで
神川町	阿久原十四	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで
神川町	阿久原十五	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで